

## 第三者行為の届出を お願いします

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、第三者(自分以外)の行為によって負傷したり、病気になるったりした場合でも保険証を使って医療機関で診療を受けることができます。

本来、その場合の治療費は、加害者が負担するべきものですので、町が治療費を立て替え、加害者にその治療費を請求します。

第三者の行為によって負傷し、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかにご連絡ください。

### ○第三者行為とは

- ・交通事故(自動車・自転車など)
- ・自損事故
- ・けんか
- ・他人の犬に噛まれた など

### ○仕事中的けがや病気の場合

仕事中的けがや病気には、原則、労災保険が適用されます。労働中の災害と認められる場合に保険証を使って受診すると、後に、医療費の全額を返還する必要があります。保険証を使って治療を受ける場合は、必ずご連絡ください。

※個人事業主など一部例外があります。

### ※注意事項

相手方との取り決めや示談をする前に届出してください。

内容により、第三者の行為による治療費であっても、被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。

### ○お問い合わせ

町民税務課 町民G  
☎(84)1965 (直通)



## 障害者相談

町では、障害者(児)やそのご家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助言を行っている窓口があります。

この窓口には専門の相談員が配置され、身体的・知的・精神的などの障害について、障害者(児)がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等で予約いただければ、自宅訪問も可能です。

### ○日時

9月8日(火)  
午後2時30分～午後4時

### ○場所

役場1階 小会議室

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

## 生活相談

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権、福祉、教育、就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

### ○相談場所

ふれあいセンター  
・ふれあいセンター  
・堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、お問い合わせください。

### ○お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595 (直通)

## 消費生活相談

専門員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

専門員への相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽にご利用ください。

### ○日時

9月9日(水)  
午前9時～午後4時30分  
(正午～午後1時を除く)

### ○場所

ひばりの里

### ○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G  
☎(84)3618 (直通)

## 募 募 集

### ビーズで作る3WAY マスクホルダー作り講座

メガネチェーン、ネックレスとしても使えます。

### ○日時

9月30日(水)  
(受付 午前9時45分～)  
講座 午前10時～午前11時30分

### ○場所

中央公民館2階 A研修室

### ○用意するもの

ハンカチ、ハサミ

### ○材料費

1個につき1,500円

### ○対象

町内在住者

### ○定員

先着15名

### ○受付期間

9月8日(火)～15日(火)  
午前9時～午後5時

### ○受付方法

公民館に来館または電話にてお申し込みください。

※当日は、マスク着用。発熱や体調不良の場合は、参加を控えてください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、募集後、延期や中止することがあります。

### ○お問い合わせ

教育委員会 生涯学習G  
☎(84)1460 (直通)